

指定出資法人への人的関与の再点検 個別ヒアリング評価結果概要

資料1

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	【前回審議会意見】 府関係者が就任する必要性	【部局説明ポイント】 取り組むべき課題と 対象役員の職務との関連性	評価項目						意見とりまとめ(案)	
					取り組むべき課題		法人課題と対象役員の職務との関連性		総合：関与の必要性			
					重要性	(委員からの意見)	関連性	(委員からの意見)	必要性	(委員からの意見)	必要性	(委員からの意見)
1	公益財団法人 大阪府都市整備 推進センター (R2.4.1設立予 定)	理事長 (常勤)	<p>【(公財)大阪府都市整備推進センター 理事長(常勤)、常務理事(常勤)】 《人的関与の必要性が認められる》</p> <p>大阪府タウン管理財団との統合を控えており、統合後の法人のあり方等について、府及び関係団体と円滑な調整を行う観点からまちづくり行政に精通した府関係者の配置が必要と考える。 また、巨大地震対策関連で喫緊の課題である密集市街地対策をはじめ法人が行うまちづくりの支援事業については、府との役割分担のもと、府のまちづくり施策と整合を図り、市町村・関係住民等と取組を進めていく必要がある。</p>	<p>【取り組むべき課題】</p> <p>○市街地の整備・開発・保全に係るまちづくりの推進、公共用地の有効活用による都市環境の改善及び建設発生土等を活用した環境共生型のまちづくりを行うことにより、大阪府域の秩序ある良好な市街地の形成 ○千里丘陵地区及び泉北丘陵地区におけるまちづくり並びに居住者等の利便性の確保 ○統合法人の円滑な業務運営と組織体制の強化</p>	A-5	【A】 ・両法人の統合、一体化した事業運営が極めて重要。 ・府域全体のまちづくり推進支援等は、府施策との関連性・重要度は高い。	A-6	【A】 ・関連性が強く認められる。 ・法人全体のマネージメント、および関連各所との調整職務は関連性が認められる。 ・府のまちづくり施策に沿った取組みを行うために府との連携が必要であるため関連性が認められる。	認-7	【認められる】 ・総合的に関与の必要性が認められる。 ・統合時に起こり得る上下関係をなくす工夫してほしい。 ・地元市町村と府のパイプ役としての機能を府関係者が果たすべき。	認	
		常務理事 (常勤)	<p>そのため、府において市町村・地域住民と一体となったまちづくりの経験・知識を十分に有し、これら施策上の要請に応える者が役員に就任し、適切な役割分担のもと、これら業務を法人経営上の観点から所掌し、指揮統括することが必要であると認められる。</p> <p>さらに、公益目的事業の柱の一つである阪南2区事業においても、受入土量を確保するためには、府、市町村をはじめとする公的団体の公共事業の状況を把握し、適切な調整を行える府関係者を配置することが適当である。</p>	<p>【法人課題と対象役員の職務との関連性】</p> <p>○法人全体のマネージメント(組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定) ○中期経営計画の策定・変更に関する決定 ○各年度の経営目標の設定 ○公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導 これら事項等について、重要事項を理事長が対応し、その他の事項は常務理事が対応。</p>	A-5	【A】 ・統合法人の円滑な事業運営と組織体制の強化に関し、理事長のサポートは極めて重要。 ・密集市街地整備推進は、府施策との関連性、重要度は高い。また、課題解決の困難度も認められる。	A-4	【A】 ・関連性が高い。	認-5	【認められる】 ・総合的に必要性が認められる。 ・理事長の指示のもと、日常的に地元自治体などとの連携をはかるなど、府関係者の関与は必要。	認	
		常務理事 (タウン事業本部担当) (常勤)	<p>【(一財)大阪府タウン管理財団 理事長(常勤)、常務理事(兼千里事業本部長)(常勤)】 《人的関与の必要性が条件付きで認められる》</p> <p>当該法人は、速やかな事業の縮小が課題であり、かつその内容は、地元自治体等への資産の継承(処分)が主たる課題であることから、市町村との調整・折衝等の十分な経験を有した府関係者が就任し、その陣頭指揮にあたることは、妥当な対応であると考えられる。また、事業拠点が千里・りんくうと分散しており、それぞれに意思決定の現地性が求められることから、2名の常勤役員に府関係者を配置することもやむをえない。</p> <p>なお、府関係者の配置は、大阪府都市整備推進センターとの統合を実現するまでとし、この間においては資産処分の状況をみながら、各事業拠点における常勤役員の配置の必要性を点検することが適当と考える。</p>	<p>【常務理事(タウン事業本部担当)(常勤)】</p> <p>○旧タウン管理財団の事業責任者としての指示・意思決定 ○資産処分にあたり、地元市や関係機関と協議・調整 ○行政経験者として、公平性・平等性に十分配慮した公益事業の実施</p>	A-4	【A】 ・タウン事業関連の事業を継続する意味で重要性が認められる。	A-3	【A】 ・関連性が認められる。	認-5	【認められる】 ・必要性は総合的に認められる。 ・理事長の指示のもと、日常的に地元自治体などとの連携をはかるなど、府関係者の関与は必要。	認	
					B-2	【B】 ・統合により、協力会社(下請)や入札に影響が出ないような工夫が必要と思う。理事長として、今以上の働きを期待したい。 ・府のまちづくり施策と密接に関連した事業に取り組んでいるため、一定の重要性が認められる。	B-1	【B】 ・タウン財団の理事など、打ち切るのではなく、統合後も活躍できる場(特殊能力を活かすため)を提供してほしい。	不可-0			
					C-0	【B】 ・ナンパー2として、様々な動きと新しい体制をスムーズに捌く、動かす努力を望みます。更なる府とのコミュニケーションが要るでしょう。 ・府のまちづくり施策と密接に関連した事業に取り組んでいるため、一定の重要性が認められる。	C-0	【B】 ・決定事項も増えるであろう職務につき、理事長との日々の話し合い、打合せが重要となり、課題解決もスムーズにいくよう努力がほしい。 ・まちづくり行政に精通する人物が常勤で就く必要性は一定認められる。	不可-0	【条件付きで認められる】 ・専門性が理事長とかぶる点も多く、将来的には理事長・常務理事、各1名で十分かと思われる。 ・常務理事が2名で、いつまでも旧団体の事業を分担していかずに一本化を進めることが本質的な統合に繋がると考えるため、引継ぎなどが終わるまでとする。		
					D-0	【B】 ・資産の処分や引継ぎを行ううえで重要性は一定認められる。 ・府のまちづくり施策を踏まえた引継ぎと事業への取組みが必要と考えられる。	D-0	【B】 ・関係自治体との協議や調整を行ううえで常勤で就く必要性は一定程度認められる。	不可-0	【条件付きで認められる】 ・統合に伴う資産処分等の事業が存続する間は、常勤で就く必要性はあるが、それらが終了した後は再検討がいと考える。 ・旧タウン管理財団の事業のみを担当する常務理事ということであれば、常務理事はもう1名いること、もともと旧タウン管理財団の事業規模は、旧都市整備センターに比べ小さいこともあるので、将来的には、府が関与する常務理事は1名だけでも良いように思われる。但し、2法人の統合直後は、旧法人からの事務の引継ぎ等も必要であるため、常務理事を2名としたうえで、うち1名は旧タウン管理財団の事業のみを担当させることも止むを得ないのではないかと。		